

美祢市議会議長

秋山 哲朗



美祢市民の皆様、新年明けましておめでとうございます。平成24年の年頭に当たり、美祢市議会を代表いたしまして、謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

市民の皆様には、希望に満ちた輝かしい新春をご家族おそろいで、お健やかにお迎えのことと心からお喜び申し上げます。

また、皆様には、日頃から市議会に対し、温かいご理解と、ご協力を賜り、心より厚くお礼申し上げます。

今年4月には、私ども議員も4年の任期が満了し、市民の皆様の審判を受けることになります。市民の皆様にはすでにご案内のように、議員定数は現在の定数26人を7人削減し、定数19人で市議会議員選挙が行われることになりました。市民の皆様には、「ご理解の上、「ご指導」鞭撻を賜りたいと思います。さて、昨年を振り返ってみます

と、美祢市議会は、3月定例議会におきまして、議会基本条例を制定いたしました。

議会改革については、合併後、継続して、全議員による協議や、議員研修会、先進地の視察、会派の勉強会等を重ねてきました。

今日、地域経済の低迷や、地方自治体の多くが大変厳しい状況にある中、美祢市が抱えております過疎・少子高齢化や雇用の確保、住民の生命財産を守るための防災対策など直面する行政課題は山積しております、住民福祉の向上と地域の発展を目指し、首長部局と議会の両輪で着実に対応していくことが求められています。

さらには、行政の権限や財源などが国から地方へと移りつつある中、住民の多様な声を政治に反映させる地方議会の役割が、ますます重要になっています。地方自治は「二元代表制」であり、その一翼を担う市議会は、市民の皆様の代表として、その責務を果たす必要があります。

こうしたことから、さらなる議会の透明化を推進するために、議員が地域に出向く議会報告会を年2回開催、議会だよりを年4回発行、市議会ホームページ等の一層の活用により開かれた市議会を目指していきたいと考えております。

さらに美祢市有線テレビ放送が市内全域でサービスが始まり、市議会の議会放映も市民の皆様に視聴いただけております。MYT放送

は、全市民の皆様が平等に素早く情報を共有することで、市民参加のまちづくりに大きく寄与するものと期待しております。

今後とも、出来る限り市議会の最新情報を積極的に発信いたしますので、市民の皆様には市議会の役割や活動についてご理解を「層深めていただき、地域主権のもと、効率的なまちづくり推進のため、さらなるご支援をお願い致します。

そのほか、私は、昨年11月に市長、市観光協会長と台湾を訪問いたしましたが、将来において、観光等の地域資源を活かした観光交流、経済交流について推進し、市民と行政の協働による個性あるまちづくりを構築し、次世代に引き継げるよう努力していくことが、私たちに課せられた使命であると思います。

市議会といたしましても、市民の皆様の声を市政に反映していくことを第一の基本とし、開かれた市議会を目指し、さらなる努力と研鑽を重ね、市民の皆様の負託に応えられるよう、決意を新たにいたしておりますので、本年も議会活動に対しまして温かいご支援ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに、新しい年を迎える、市民の皆様のご健勝とご多幸を、議員同心よりご祈念申し上げまして、年頭に当たつての「ごあいさつ」とさせていただきます。

家屋を新築・増築・改築及び取り壊されたときは

家屋を新築・増築・改築された場合

平成23年1月2日以降に新築、増築及び改築された家屋は、平成24年度から固定資産税・都市計画税(都市計画税は一部の地域のみ)の課税対象となります。

なりますので、税務課固定資産税係までご連絡ください。

連絡がありましたら、日程を調整させていただき、調査に伺いますのでご協力をお願いします。

※建築基準法に基づく家屋はもとより、建築基準法に基づく建築確認を必要としない家屋の新築・増築及び改築についても課税対象となります。

家屋を取り壊された場合

平成23年中に取り壊された家屋は、平成24年度から固定資産税・都市計画税(都市計画税は一部の地域のみ)の課税対象から除かれますので、税務課固定資産税係まで届出をお願いします。

届出がありましたら、現地の調査を行いますので、ご協力をお願いします。

あなたの住宅用地は 変わっていませんか

住宅用の土地は、税の負担を軽くするための「住宅用地に対する課税標準の特例措置」が適用されています。そのため、住宅が建っている土地と、店舗・工場など居住用ではない建物が建っている土地では、評価額が同じでも税額は異なります。

特例措置を正しく適用するために、平成23年中に家屋の用途を変更した人は税務課固定資産税係までご連絡ください。

また、平成23年中に造成・植林等により現況の地目に変更のあった土地で、地目変更登記が未了となっているについても、ご連絡ください。

償却資産の申告を 忘れずに

市内で事業(製造業・販売業・飲食業・不動産業・各種賃貸業など)を営む法人(営業所等を含む)及び個人は、地方税法第383条の規定により平成24年1月1日現在に所有する事業用資産の申告が必要です。

また、平成23年中に営業を開始した法人及び個人も申告が必要です。事業を営んでいる人で、申告書をお手元に届かない場合は、税務課固定資産税係までご連絡ください。

なお、平成23年度の申告があった人には、既に申告書を送付しております。

申告期限 1月31日火

平成24年4月から地域包括支援センターの 担当地域を変更します

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けることができるよう、さまざまな相談に応じ、地域での生活を包括的に支援する機関です。

現在、美祢市においては、美祢及び美東地域を担当する「美祢市地域包括支援センター」と、秋芳地域を担当する「美祢市秋芳地域包括支援センター」を設置していますが、より地域に密着した支援を提供するとともに、業務を効果的かつ効率的に行うため、平成24年4月からの担当地域を次のとおり変更します。

また、担当地域の変更にあわせ、秋芳地域包括支援センターの名称を「美祢東地域包括支援センター」に変更します。

皆さんのご理解、ご協力をよろしくお願いします。

名称	美祢市地域包括支援センター	美祢東地域包括支援センター
担当地区	美祢地域	美東地域及び秋芳地域
所在地	大瀬町東分326番地1 (高齢福祉課内)	秋芳町秋吉5243番地3 (特別養護老人ホーム青景園サテライト秋芳の里内)
電話番号	☎0837(54)0138	電話番号は後日お知らせします。
運営形態	市の直営	社会福祉法人豊徳会へ業務を委託



問合せ先 高齢福祉課(☎0837(52)1132)